

M・オークショットの政治思想 -保守と創造-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2018-11-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 松井, 陽征 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/19688

2016年度 政治経済学研究科

博士学位請求論文（要旨）

論題「M・オークショットの政治思想——保守と創造——」

学位請求者 政治学専攻

松井 陽征

内容の要旨

1. 目的および研究史

本論文は、マイケル・オークショット (Michael Oakeshott 1901～1990) の政治思想を、「人間が創るもの human achievement」としての政治秩序の追究として解釈することを目的とする。

オークショットについては、彼の政治哲学者としての名声に見合うだけの多くの研究がなされてきたとは言い難い。その理由の一つは、自らの思想史的ルーツをほとんど明らかにせず、難解で複雑な思想を展開する叙述スタイルにある。それゆえ、これまでの研究はその思想史的なルーツをめぐる探求を主軸に展開されてきた。それは、(1) ヘーゲルの影響を重視する解釈 (2) ホッブズの影響を重視する解釈の二つである。(1)は、伝統に訴える合理主義批判から、オークショットの保守主義的な側面を強調する解釈と結びつきやすく、(2)は個人主義を基本とするホッブズ解釈から、オークショットのリベラルな側面を強調する解釈と結びつきやすい。以上の経緯から、現在までのオークショット研究を総合すると、次のようにまとめられる。すなわち、一方において、合理主義批判を基軸として、保守(主義)的に解釈する立場、他方において、ホッブズを基軸としてリベラルに解釈する立場、の二つである。そうしたこれまでの研究に対して、本論文は、政治思想

としての合理主義批判とホッブズ解釈、政治的スタンスとしての保守とリベラル、それらを統一的に把握することを試みる。オークショット政治思想とは「人間が創るもの human achievement」としての政治秩序追究であるというテーゼがその試みの鍵となる。

2. 「人間が創るもの human achievement」の二つの側面

オークショット政治思想の主要関心事は、近代国家における近代人の政治秩序を解明することにあった。ただし、(1)近代という時代(2)近代国家の捉え方をめぐって、彼独自の認識ないし思想があった。(1)と(2)から、「人間が創る秩序 human achievement」という規定はさらに二つの相異なる側面が区別されることになる。まず、(1)について、オークショットにとっての近代とは、簡潔に言って、無謬の神が存在しない時代である。よって、無謬の神によりもたらされる確実なものなどあり得ない。にもかかわらず、近代政治思想史上、無謬の神により人類にもたらされていたような確実性を求めて、神に代わる無謬で不変的な何かを根拠に政治秩序が構想される企てがしばしば見られた。そうした、不変的で確実なものを基礎に揺るぎない政治秩序を構想することへの徹底的な拒絶が、オークショット政治思想の根源的な志向を成している。つまり、不変的

な何かではなく、不確実ながらもあくまで人間に可能な範囲での可変的なものを拠り所に政治秩序を構想しなければならない。それが彼の根本的な志向である。そうした側面を捉えて、彼の政治思想を不変的なものに抗する「人間が創る秩序 human achievement」としての政治秩序の探求と概括できる。

第二に、(2)について、近代政治思想の舞台設定をなす近代国家とは、オークショットにとって、両義的な側面をもつ。一方において、特殊近代的であり、それまでのどの時代にあった政治共同体とも異なるのが「近代国家」という秩序体系である。しかし他方において、近代国家には、それ以前の時代、すなわち中世との連続性を強くもっているという側面もある。中世からの連続性を正確に考慮しなければ、近代国家は把握できない。つまり、彼の特徴的な近代国家認識とは、近代国家を中世との断絶面と連続面との混合体として見ることにある。それら両側面について、前者の断絶面のほうを〈近代的なもの〉、後者の連続面のほうを〈中世的なもの〉とそれぞれ抽象的に呼ぶことにする。すると、政治活動との関連で考えるならば、〈近代的なもの〉とは、新しい法ないし秩序を定立し創造するという立法行為に象徴されることから、〈立法的なもの〉と規定することができる。また、〈中世的なもの〉とは、既存の法ないし秩序を開示して維持するという司法活動に象徴されることから、〈司法的のもの〉と規定することができる。近代国家における中世との断絶面、すなわち、〈近代的なもの〉＝〈立法的なもの〉を徹底して追求する議論がオークショットのホッブズ解釈であり、その主題は、「人間が創る秩序 human achievement」のうちの「人間が意図

的に創造する秩序 human achievement」である。その一方で、近代国家における中世との連続面、すなわち、〈中世的なもの〉＝〈司法的なもの〉を徹底して追求する議論がオークショットの合理主義批判であり、その主題は、「人間が創る秩序 human achievement」のうちの「人間行為の積み重ねにより生成された秩序 human achievement」である。

以上の概念装置により、これまで相互に無関係ないし対立する関心事と捉えられてきたホッブズ解釈と合理主義批判とは、統一的に把握できる。すなわち、それらは、不変的なものに抗する「人間が創る秩序 human achievement」として政治秩序を考究するという共通の関心に基づいている。その一方で、近代国家の二側面に応じて、相異なる様相を帯びた二つの探求として現れるということだ。

3. 論文構成

第一章と第二章では、ホッブズ解釈を主題とし、「人間が創る秩序 human achievement」および「人間が意図的に創造する秩序 human achievement」という本論文の思考モチーフを、具体的に展開する。

まず第一章では、オークショットが設定する政治哲学史のフレームワーク（「理性と自然」「意志と人為」「理性的意志」）を検討し、ホッブズ義務理論解釈についての変遷を見る。すると、最初は4つの義務として区別されていたのが、1つに収斂していくのが見て取れる。そこから結論として、次の二つのことが明らかになる。第一に、義務理論解釈の変化のなかには、実定法の課す義務のみが本来の義務であるという主張が一貫して

見出される。それが意味するのは、神に連なる「理性 Reason」が自然世界の中に顕現する法則の意味での自然法思想を徹底して拒絶する志向の存在である。つまり、不変的な「理性 Reason」に基づいた秩序の構想を徹底して拒絶し、人為を根拠とした秩序を構想するという意味での「人間が創る秩序 human achievement」への志向が根底に存在するということだ。第二に、その背景には、ホッブズの思想的立場づけに関する志向が読み取れる。つまり、自然法思想と直結する「自然と理性」の政治哲学の伝統とは決定的に異なる政治哲学者としてホッブズを解釈しているということである。

第二章では、義務を創る法を創造する主権的權威を問題とする。すなわち、オークショットのホッブズ解釈では、義務づけられる者と、法によって義務づける權威との関係はどのように考えられているのかという問いである。結論として、合意もしくは同意によって、言い換えれば「意志」によって、主権的權威という秩序が創造されるという「代表」の論理ないし構造で一定の回答が与えられている。ここで、不変的で不動の何かに依らずに人間が秩序を創造すること、すなわち、「人間が意図的に創造する秩序 human achievement」という秩序創造のあり方が見えてくる。

第三章と第四章では、ホッブズ解釈における問題圏とは関連するが別の事柄として、「人間が創る秩序 human achievement」を論じる。すなわち、秩序を意図的に創ることとは別の問題、言い換えれば、「人間が創る秩序 human achievement」のうち、「人間行為の積み重ねにより生成された秩序 human achievement」を主題的に論じる。そうした主題のもとに、オークショットの合理主義批判を解釈する。

第三章では、彼の「合理的行為」という論稿を主たる対象テキストとして、秩序生成のあり方を問う。具体的には、オークショットが批判した「合理的」な「行為」とは、次の3つの問題が組み合わさってできていることを見る。第一に、誤った行為観には、行為をさせる何かが人間の内面にあるという根本的な誤解がある。第二に、そうした行為の捉え方ゆえに、「理性」ないし「精神」が非常に特権的な役割をもつことが問題となる。第三に、理性が特権的な地位を占めた背景には、合理主義批判特有の「確実性」への熱望が人びとに存在していたことが明らかになる。

以上の3つが結合して生じる行為観、つまり、人間の不変的な理性が行為を生じさせ、かつ理性が行為を最後まで導くのが合理的な行為であるという誤った行為観をオークショットは徹底して批判する。なぜなら、そうした意味での合理的行為からは、秩序の多様性も創造性も生じないからである。それに対して彼の提示する行為の見方とは、まずもって行為が参加しなければならない既存秩序の存在があり、それとの関係においてのみ行為の合理性ないし正しさを問うことができるというものである。その既存秩序をオークショットは「アクティヴィティ」と呼ぶ。行為ないし行為者に対する「アクティヴィティ」の先行性は、一方において受容を前提とするので、維持ないし保守の側面がかなり強い。しかし他方において、アクティヴィティは行為主体の創造的な参加のあり方をも可能とする。つまり、アクティヴィティという既存秩序それ自体を創造的に変化させていくことが、行為主体に委ねられているのだ。こうして、不変的な何かではなく、行為が秩序を生成するという「人間行為の積み重ねにより生成された秩序

human achievement」が明らかにされる。

第四章では、「政治教育」という論稿を解釈対象として、アクティビティのうちの一つである「伝統」とは何であるかを問う。これまでは、「伝統」に保守的な意味合いをこめた解釈がなされてきた。しかしここでは、オークショットが政治というアクティビティと科学というアクティビティとを類比的に考えている点に着眼する。そして、彼とM・ポランニーとの思想的影響関係からの解釈を試みる。結論として、伝統にも、アクティビティと同様に、保守性だけでなく、創造性と多様性が相当程度に内包されていることが明らかとなる。

終章では、第一章と第二章で論じたホッブズ解釈、第三章と第四章で論じた合理主義批判、それぞれの議論がいかに統合されるのかを考える。それは、『行為論』では「プラクティス」という一つの概念への統合となる。前者の議論は、『行為論』では、意志に依らない権威と実質に関与しない形式的なルールという議論に発展し、法的関係の創出という主題を形成する。つまり、絶対的権威と無内容な法ということである。それが「プラクティス」の一つの側面である。後者の議論は、『行為論』では、既存秩序の拠り所たる伝統すらも、維持するのではなく創造するというように、伝統それ自体の創造の可能性が強く言われる。それは権威なき日常言語になぞらえられる。これも「プラクティス」の一つの側面である。

それら両者は、一見すると折り合うものではない。しかし、「プラクティス」として統合されている。これをどのように考えるべきか。そこで、オークショットにとって近代国家とは形成途上のものであることに着目する。すると、近代国家に

おける異なった局面、つまり〈近代的なもの〉＝〈立法的なもの〉と〈中世的なもの〉＝〈司法的なもの〉とが混合しているのは何ら不思議なことではない。よって、権威的だが形式的なルールとしての「プラクティス」と、流動的で維持にも変化にも権威を必要としない日常言語としての「プラクティス」それぞれが、相互補完的な存在であると結論づける。その相互補完的な統一によって、保守トリベラルという問題にも回答が与えられる。つまり、保守的な要素は決して消えないが、創造的な要素が強力に存在する、きわめて創造的な保守であるという結論である。